安芸太田町地域通貨「morica」加盟店規約

令和４年10月25日

本規約は、安芸太田町地域通貨事業実施要綱（令和４年安芸太田町告示第62号）に定める事項に関して、安芸太田町ハートフル協同組合（以下「発行者」といいます。）、安芸太田町（以下「町」といいます。）及び加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めたものです。発行者から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約及び本システム利用規定（第１条に定義します。）にご同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録をお申込みいただいた場合は、本規約及び本システム利用規定に同意したものとみなします。

　（定義）

第１条　本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとします。

(1)　「加盟店」とは、moricaを使用することができる加盟店として発行者が登録する事業者をいいます。

(2) 「対象商品等」とは、加盟店がmoricaと引き換えに利用者に提供する商品又はサービスをいいます。

(3) 「morica」とは、発行者が、本システムを通じて、利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される電子マネーであって、利用者が加盟店においてmorica使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表１に定める条件が適用されるものをいいます。

(4)　「morica使用取引」とは、利用者が加盟店において、発行者から発行を受けたmoricaと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。

(5)　「morica取引金額」とは、morica使用取引において決済されたmoricaに相当する金額をいいます。

(6)　「morica利用手数料」とは、morica取引金額に応じて加盟店が発行者に支払う手数料をいい、手数料の割合は別表１に定めるものとします。

(7)　「moricaカード」とは、カード型のmoricaの発行、利用のために町が利用者に対し発行する、QR コードが掲載されているカードをいいます。

(8)　「moricaアプリ」とは、利用者がアプリ型のmoricaの発行を受け、利用するために利用者の情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(9)　「カード型」とは、発行者が発行するmoricaの発行形態のうち、moricaカード上のQR コードと紐づく形で本システム上にmoricaが登録され、当該moricaカードの提示を受けた加盟店がQR コードを読み取ることにより登録されたmoricaの利用が可能となる形態をいいます。

(10)　「アプリ型」とは、発行者が発行するmoricaの発行形態のうち、moricaアプリ上のQR コードと紐づく形で本システム上にmoricaが登録され、当該moricaアプリ上のQR コードの提示を受けた加盟店がQR コードを読み取ることにより登録されたmoricaの利用が可能となる形態をいいます。

(11) 「本システム」とは、moricaの発行・管理システムをいいます。

(12)「本システム利用規定」とは、別途、凸版印刷株式会社が定める「ギフトカードＡＳＰサービス利用規定」をいいます。

(13) 「利用者」とは、発行者からmoricaの発行を受け、当該moricaを利用し、又は利用しようとする者をいいます。

　（加盟店の登録）

第２条　加盟店希望者は、本規約及び本システム利用規定の内容を承諾の上、発行者に対する安芸太田町地域通貨「morica」登録申込書（様式第１号）の提出、その他発行者所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとします。加盟店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載し、入力し、又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。

２　発行者は、加盟店希望者が前項の申込みをした場合は、加盟店の登録審査を行い、審査の結果、加盟店として加盟店希望者の登録を認めるときは、加盟店希望者に対し、安芸太田町地域通貨morica加盟店登録通知書（様式第２号）をもってその旨通知するものとします。

３　発行者は、前項の通知をしたときは、速やかに本システム上に所定の情報を入力する方法により、加盟店希望者に関する情報を登録するものとします。

４　本契約は、発行者が加盟店に対して第２項に従って通知をしたときに成立するものとします。

５　加盟店は、前項に従い登録した情報について変更がある場合には、速やかに発行者に対し変更の届出をするものとします。

　（morica使用取引）

第３条　加盟店は、別表１に定めるmoricaの内容及び条件に従い、利用者との間で、morica使用取引を行うことができるものとします。

２　加盟店は、morica使用取引において、加盟店がmoricaカード上又はmoricaアプリ上のQR コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するmoricaを減じる操作を行う方法により、moricaによる決済を実施するものとします。

３　加盟店は、次項に定める場合のほか、利用者からのmorica使用取引の申込みを拒絶しないものとします。

４　加盟店は、利用者からmorica使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、moricaによる決済を行ってはならないものとします。

(1)　利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、moricaによる決済を求められた場合

(2)　利用者から、QR コードをキャプチャした画像、その他moricaカード、moricaアプリ又はこれらに表示されるQR コードの複製物による決済の申込みを受けた場合

(3)　偽造若しくは変造されたmoricaカード、moricaアプリ又はこれらに表示されるQR コードを提示された場合

(4)　第１号に該当すると疑われる場合

(5)　発行者からmorica使用取引の中止を求められた場合

５　加盟店は、原則として利用者との間で行ったmorica使用取引の取消し又は解除はしないものとします。ただし、法令に基づき売買契約の取消し又は解除等が認められる場合は、その限りでなく、その場合において利用者が加盟店から返金を受ける必要があるときは、加盟店は、自らの責任において対応するものとします。

（加盟店）

第４条　加盟店は、発行者所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターを含みます。）を、発行者の指示に従って掲示し、又は表示するものとします。

２　加盟店は、運営負担金として、発行者に対し次の表の左欄に掲げる加盟店の区分に応じ同表の右欄に定める負担金を支払うものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 加盟店の区分 | 負担金額（月額） |
| 安芸太田町ハートフル協同組合の会員 | 0円 |
| 安芸太田町ハートフル協同組合の非会員 | 1,000円（税込） |

　（morica取引金額等の支払）

第５条　morica取引金額及びmorica利用手数料は、第３条第２項に定める加盟店又は利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。

２　発行者は、morica取引金額を毎月15 日と末日（以下「売上締め日」といいます。）で締め、加盟店に対し、売上締め日の15 日後までに加盟店が指定した振込先口座に、売上締め日まで（以下「取扱期間」といいます。）のmorica取引金額（ただし、第３条第５項により取り消し、又は解除されたmorica使用取引に係るmorica取引金額、第７条第２項又は第４項により支払を要しないmorica取引金額、同条第３項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）から当該morica取引金額にかかるmorica利用手数料を減じた額を支払うものとします。

３　発行者は、morica発行代金を売上締め日で締め、売上締め日の15 日後までに加盟店が指定した口座から、取扱期間のmorica発行代金を引き落とすものとします。

　（運営負担金の支払）

第６条　発行者は、加盟店の運営負担金について、加盟店の指定した口座から引き落とすものとします。

　（不正なmorica使用取引の処理）

第７条　加盟店が第３条第４項第１号又は第４号のいずれかに該当する場合においてmorica使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合においてmorica使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。

２　発行者は、加盟店が第３条第４項第１号又は第４号のいずれかに該当することを認識したうえでmorica使用取引を行ったときは、加盟店に対し当該morica使用取引にかかるmorica取引金額を支払う義務を負わないものとします。

３　前項に規定する場合において、発行者が加盟店に対し当該morica使用取引にかかるmorica取引金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者に対し当該金額を、当該morica使用取引の翌取扱期間におけるmorica取引金額から当該morica使用取引にかかるmorica取引金額を差し引く方法により返還するものとします。

４　発行者は、加盟店が第３条第４項第４号に該当することを認識したうえでmorica使用取引を行ったと発行者が判断した場合又は加盟店が第１項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合は、加盟店に対し当該morica使用取引にかかるmorica取引金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該morica使用取引が第３条第４項第１号に該当しないことが判明した場合は、発行者は、加盟店に対し当該morica使用取引にかかるmorica取引金額を、直近の取扱期間のmorica取引金額に上乗せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。

　（クレーム対応等）

第８条　加盟店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合は、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとします。

２　加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。

３　加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとします。また、加盟店が前２項のクレーム対応を行う場合又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者への通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

　（遵守事項）

第９条　加盟店は、本規約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

２　加盟店は、発行者がmoricaの利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。

３　加盟店は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

　（秘密保持義務）

第10条　加盟店は、本規約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えいし、開示し、又は提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方から書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合は事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。

２　前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

(1)　開示の時点で既に被開示者が保有していた情報

(2)　秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報

(3)　開示の時点で公知の情報

(4)　開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

（個人情報の取扱い）

第11条　加盟店は、本契約の履行及びmorica使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合は、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。

２　加盟店が、本契約の遂行又はmorica使用取引のために個人情報を取得する場合は、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。

３　加盟店は、本契約の履行又はmorica使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。

４　加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又はmorica使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。

５　加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合は当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、加盟店の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、加盟店は、発行者の調査に協力するものとします。

６　加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ、決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。

７　加盟店は、本規約に違反し、又は本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合は、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

　（契約期間）

第12条　本契約は、第２条第４項の規定による本契約の成立時に効力を生じ、効力発生後最初に到来する３月の末日まで効力を有するものとします。

２　前項にかかわらず、契約期間満了日の１ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない場合は、本契約は、契約期間満了日の翌日から、自動的に１年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とします。

３　加盟店は、本契約を終了する旨の通知をする場合は、発行者の指定する書式及び方法にて行うものとします。

４　前各項にかかわらず、本システム利用規定が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。この場合において、加盟店は、本契約の終了による損害の補償等を発行者に請求することはできないものとします。

　（解約）

第13条　加盟店は、解約日の１ヶ月前までに、発行者所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができます。

２　発行者は、解約日の１ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

　（解除）

第14条　発行者は、加盟店が次のいずれかの事由に該当した場合は、直ちに本契約を解除することができます。

(1)　本契約に違反したとき

(2)　手形又は小切手の不渡りが発生したとき

(3)　差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき

(4)　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき

(5)　加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき

(6)　解散又は営業停止状態となったとき

(7)　発行者による連絡が取れなくなったとき

(8)　販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき

(9)　加盟店に対してクレームが頻発し、発行者が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき

(10)　販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと発行者が判断したとき

(11)　本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合

(12)　その他発行者が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合

２　本条に基づき本契約が終了した場合において、発行者は、加盟店に対し設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

　（契約終了時の処理）

第15条　加盟店は、本契約が終了した場合は、その理由のいかんを問わず、直ちにmorica使用取引を停止します。

２　本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合は、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。

３　本契約終了後も、第７条（不正なmorica使用取引の処理）、第８条（クレーム対応等）、第10条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第17条（損害賠償・費用負担）、第18条（通知の方法）、第20条（権利の譲渡等）、第21条（協議）、第22条（準拠法、管轄裁判所）の規定については、その効力が存続するものとします。

　（反社会的勢力との取引拒絶）

第16条　加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「加盟店等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければなりません。

(1)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

３ 発行者は、加盟店等が前２項に違反している疑いがあると判断した場合は、直ちに本契約及び発行者と加盟店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し、若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。

４　発行者は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

（損害賠償・費用負担）

第17条　加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。

２　発行者は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

　（通知の方法）

第18条　本契約に関する発行者から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電、メッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。

２　前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合は、発行者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

　（本規約の変更）

第19条　発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合は、インターネットのウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により加盟店に当該変更内容を通知するものとします。

　（権利の譲渡等）

第20条　加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡し、転貸し、担保に差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

　（協議）

第21条　発行者及び加盟店は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図るものとします。

　（準拠法、管轄裁判所）

第22条　本契約に関する訴訟については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

２　本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

附　則

本規約は、令和４年10月25日から施行する。

別表１（第１条、第３条関係）

morica概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 地域通貨の名称 | morica |
| 2 | morica発行開始日 | 令和４年12月１日 |
| 3 | morica発行期間 | 令和４年12月１日から発行期間の末日は未定 |
| 4 | 有効期間 | 利用者が最後に利用(支払い又は発行)した日より４年とします。ただし、発行者の事業に合わせて発行されるmoricaの有効期限は、発行する都度、定めるものとします。 |
| 5 | 発行価格 | 1マネー：1円 |
| 6 | 発行限度額 | 発行上限額： 30万マネー（30万円相当額）に達するまで |
| １回の発行可能額：49,000マネー（49,000円相当額） |
| 7 | 決済手数料 | morica取引金額に次の割合を乗じた金額とします。　morica発行手数料：1.0％ただし、発行者の事業に合わせて発行されるmoricaの決済手数料は、発行する都度、定めるものとします。 |
| 8 | 加盟店及び利用可能エリア | 安芸太田町内所在の加盟店とします。利用可能な加盟店に関する情報は安芸太田町又は安芸太田ハートフル協同組合のホームページ等に掲載します。 |
| 9 | morica発行方法 | 発行者にて発行します。 |
| 10 | 決済方法 | 発行者が確認した利用実績に応じて加盟店の指定口座へ振り込みます。 |
| 11 | 利用条件 | morica使用取引において、moricaが不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。 |
| 12 | 払戻条件 | 発行者は、moricaの払戻しは行いません。 |

様式第１号（第２条関係）

　　年　　　月　　　日

安芸太田町ハートフル協同組合 代表理事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申込者）

住所

事業者名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

安芸太田町地域通貨「morica」登録申込書

安芸太田町地域通貨「morica」の取り扱いをしたく、登録を申し込みます。

また、登録後は安芸太田町地域通貨「morica」加盟店規約等を遵守し、信義に従い誠実に加盟事業者として「morica」を取り扱い、及び安芸太田町のキャッシュレス化の推進に取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 組合員情報 | * 安芸太田町ハートフル協同組合　会員
* 安芸太田町ハートフル協同組合　非会員
 |
| 現金チャージ対応 | * 現金チャージに対応する
* 現金チャージに対応しない
 |
| 決済機器の利用 | 貸与機器 | * 加盟店アプリ対応iPad

台数　（　　　　）台 | 管理番号： | （確認署名欄） |
| 機器受取日： |
| * レシートプリンター

台数　（　　　　）台 | 管理番号： | （確認署名欄） |
| 機器受取日： |
| * ＱＲコードリーダー

　　台数　（　　　　）台 | 管理番号： | （確認署名欄） |
| 機器受取日： |
| * iPadスタンド

　　台数　（　　　　）台 | 管理番号： | （確認署名欄） |
| 機器受取日： |
| ※上記貸与機器の利用について、下記「借用及び仕様上の注意事項」を参照のこと※機器が複数台ある場合は、別紙等管理番号の一覧を作成して提出すること |

※借用及び仕様上の注意事項

1．機器の用途以外には使用しないこと。

2．借用者は、借用機器の管理を借用者の責任をもって行い、問題が生じた場合、速やかに安芸太田町ハートフル協同組合に報告のうえ、借用者において対処し、その責任を負うこと。

3．不正な使用が認められた場合、安芸太田町ハートフル協同組合は借用者に是正を求める。

4．不正な使用で生じた費用は、借用者の責任において負担する。

5．借用機器の使用不能となった場合は速やかに安芸太田町ハートフル協同組合に返却しなければならない。

6．使用機器の返却は、使用者が安芸太田町ハートフル協同組合に直接返却すること。

様式第２号（第２条関係）

年　　月　　日

様

安芸太田町ハートフル協同組合

　　　代表理事

安芸太田町地域通貨morica加盟店登録通知書

年　　月　　日付で申込みのあった安芸太田町地域通貨「morica」加盟店の登録について、安芸太田町地域通貨「morica」加盟店規約第２条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

以下のとおり登録する。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録年月日 | 　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 加盟店番号 |  |
| 加盟店名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所　在　地 | 〒 731 －　安芸太田町 |
| 備　　考 | ※登録年月日以降、morica加盟店として、moricaの利用が可能となります。 |